

# 山口県草地研究会会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、山口県草地研究会と称する。

第2条 この会は、事務局を美祢市伊佐町河原1200 山口県畜産試験場内におく。

## 第2章 目的および事業

第3条 この会は、草地、飼料作物に関する情報交換の場として会員の知識、技術の向上をはかり、地域畜産の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- (1) 研究会、講演会の開催
- (2) 会報および会員名簿の発行
- (3) その他目的を達するために必要な事業

## 第3章 会 員

第5条 会員は、正会員、特別会員および賛助会員をもって構成する。

- 2 正会員は、この会の目的に賛同し、会費として定められた年額を納付するものとする。
- 3 特別会員は、造成草地を管内に有する市町村で、この会の目的に賛同し、特別会費として定められた年額1口以上を納付するものとする。
- 4 賛助会員は、この会の目的、事業を賛助するもので、賛助会費として定められた年額1口以上を納付するものとする。

第6条 会員として入会しようとするものは、所定の用紙に必要事項を記し、会費を添えて申し込むこととする。

第7条 会費は総会においてこれを定める。

- 2 会員は、毎年6月末までに会費を納入するものとする。ただし新たに入会するものは、その都度納入するものとする。

第8条 会費を納入しないもの、および会の名誉を傷つける行為があったものは評議員会の決議を経て除名される。

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出するものとする。

- 2 既納の会費は返納しない。

## 第4章 役員参与

第10条 この会には、つぎの役員をおく。

- |         |       |         |       |
|---------|-------|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1名    | (4) 監 事 | 2名    |
| (2) 副会長 | 3名    | (5) 幹 事 | 10名以内 |
| (3) 評議員 | 15名以内 |         |       |

2 評議員は、12名以内を正会員により正会員のうちから選出した評議員(以下選任評議員という)とし、3名以内を会長の指名による評議員(以下指名評議員という)とする。

3 会長および副会長は、評議員により正会員のうちから推戴して総会の承認を得るものとする。

4 監事は正会員により正会員のうちから選出する。

5 幹事は、会長が正会員のうちから指名するものとする。

第11条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 評議員は、評議員会を組織し、会則に定めるもののほか、この会の運営上重要な事項について審議する。

4 監事は、会計および会の運営を監査する。

5 幹事は、会長の命により会務を分担処理する。

第12条 この会の役員任期は、2か年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じ、補充の必要があるときは第10条によりこれを選出する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 この会に参与をおくことができる。

- 2 参与は、総会において推戴する。

## 第5章 会 議

- 第14条 評議員会は、毎年1回以上会長が召集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または評議員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時評議員会を召集しなければならない。
- 2 評議員会の議長は会長とする。
  - 3 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上出席しなければ議決することができない。ただし当該議事について、あらかじめ書面をもって意志表示をしたものは出席者とみなす。
- 第15条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に会長が召集する。
- 2 臨時総会は、評議員が必要と認めたときに召集することができる。
- 第16条 臨時総会は、会員現在数の5分の1以上から付議事項を示して、総会の召集を請求された場合に、会長は請求のあった日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。
- 第17条 総会の議長は、通常総会にあつては会長が、臨時総会にあつては会員の互選によって定める。
- 第18条 つぎの事項は、通常総会に提出してその承認をうけなければならない。
- (1) 事業報告および収支決算についての事項
  - (2) 事業計画および収支予算についての事項
  - (3) 基本財産の造成および処分
  - (4) 会費徴収額の決定
  - (5) 会長、副会長および参与の承認
  - (6) その他、評議員会において必要と認めた事項
- 第19条 総会の議事は、会員現在数の5分の1以上出席しなければ議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ書面をもって意志表示したものは出席者とみなす。
- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第20条 総会および評議員会の議事録は議長が作成し、議長および出席者代表2名の署名捺印のうえ保存する。

## 第6章 会 計

- 第21条 この会の経費は、会費、寄付金、事業に伴う収入をもってあてる。
- 第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第23条 この会の会費は、正会員年額 1,000円とし、特別会員年額1口5,000円、賛助会員年額1口2,000円とする。

## 第7章 会則の変更および解散

- 第24条 この会則は、評議員会および総会において、おのおの4分の3以上の承認を得なければ変更することができない。
- 第25条 この会の解散は、評議員会および総会において、おのおの4分の3以上の承認を得なければならない。

### 附 則

- この会則は昭和45年5月21日から施行する。
- |                                       |                                       |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| この会則は昭和49年5月29日一部改正<br>(昭和49年4月 1日施行) | この会則は平成10年6月26日一部改正<br>(平成10年4月 1日施行) |
| この会則は昭和51年5月20日一部改正<br>(昭和51年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は昭和53年5月11日一部改正<br>(昭和53年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は昭和57年5月25日一部改正<br>(昭和57年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は昭和61年6月26日一部改正<br>(昭和61年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は昭和62年6月26日一部改正<br>(昭和62年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は平成 2年7月10日一部改正<br>(平成 2年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は平成 6年6月22日一部改正<br>(平成 6年4月 1日施行) |                                       |
| この会則は平成 8年7月12日一部改正<br>(平成 8年4月 1日施行) |                                       |